



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成 28 年 7 月 14 日

担
当

埼玉労働局労働基準部賃金室
室長 野中 信孝
室長補佐 角入 則夫
電 話 048-600-6205

最低賃金違反の事業場は 16.4% (28 年 1 月～3 月の監督指導結果)

～ 前年同期より 2.4 ポイント増加 ～

埼玉労働局（局長 田畑 一雄）は、県内の労働基準監督署が本年 1 月から 3 月に実施した最低賃金の履行確保を図るための集中的な監督指導結果を以下のとおり取りまとめたので発表します。

1 最低賃金法違反の状況

(1) 調査（監督指導）実施事業場数等（別紙表 1 参照）

平成 28 年 1 月から 3 月の間に 385 事業場に対し調査（監督指導）を実施した結果、**最低賃金額未満**の賃金額で労働者を雇用していた事業場数は 63 事業場あり、**違反率は 16.4%と前年度 14.0%に比べ 2.4 ポイント増加**した。

このうち地域別最低賃金適用事業場における違反率は 14.1 %と前年度 13.5% に比べ 0.6 ポイント増加し、特定（産業別）最低賃金適用事業場における違反率は 34.1%と前年度 16.3%に比べ 17.8 ポイント増加した。

(2) 最低賃金額未満の労働者数（別紙表 1 参照）

最低賃金額未満の賃金額で雇用されていた労働者数は 183 人で、調査（監督指導）実施事業場の**全労働者数に占める割合は 3.4%**と前年度 5.3%に比べ 1.9 ポイント減少した。

(3) 最低賃金額未満の労働者のうちのパート・アルバイトの割合（別紙表 2 参照）

最低賃金額未満の労働者のうち**パート・アルバイトが 148 人と全体の 80.9%**を占めた。

(4) 最低賃金に対する認識（別紙表 3 参照）

最低賃金以上の賃金を支払っていなかった 63 事業場のうち 4 事業場が、最低賃金が適用されることを知らなかった。

(5) 最低賃金額以上を支払っていなかった主な理由（別紙表 4 参照：複数回答のため合計は 68 件）。

最低賃金額以上を支払っていなかった事業場における理由のうち最も多かったのは**①「適用される最低賃金額を知らなかった」** 32 事業場で全体の 50.8%に及んでいる。

これに続いて、②「賃金を時間額に換算して比較していなかった」10 事業場で全体の 15.9%と続いている。

- (6) なお、最低賃金額以上の賃金を支払っていない事業場に対しては、改定時にさかのぼって最低賃金額以上の賃金を支払うよう改善指導を行った。

2 今後の対応

埼玉労働局では、最低賃金の履行確保を図るため引き続き最低賃金制度及び最低賃金額について広く周知を図るとともに、事業場に対する監督指導を実施することとしている。

※ 埼玉県の最低賃金額は、参考資料 1 のリーフレット（必ずチェック！埼玉県最低賃金）を参照願います。

※ 最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の 2 種類があり、現在、埼玉県では、地域別最低賃金として「埼玉県最低賃金」が、特定（産業別）最低賃金として非鉄金属製造業ほか 5 産業の最低賃金が定められています。最低賃金は毎年見直しが行われています。

最低賃金の履行確保を主眼とする調査(監督指導)結果 (平成28年1月～3月)

表1 調査(監督指導)実施事業場数、同労働者数

	調査(監督指導)実施事業場数	最低賃金未 満事業場数	違反率(%)	調査(監督指導)実施事業場労働者数	最低賃金未 満労働者数	最低賃金未 満労働者の 比率(%)
地域別最低賃 金適用事業場	341	48	14.1%	4,907人	130人	2.6%
	(408)	(55)	(13.5%)	(4,870人)	(225人)	(4.6%)
特定(産業 別)最低賃金 適用事業場	44	15	34.1%	444人	53人	11.9%
	(86)	(14)	(16.3%)	(1,392人)	(105人)	(7.5%)
合 計	385	63	16.4%	5,351人	183人	3.4%
	(494)	(69)	(14.0%)	(6,262人)	(330人)	(5.3%)

※ () 内は平成27年1月～3月の調査(監督指導)実施結果(以下同様)

【参考】最低賃金主眼調査(監督指導)実施状況の推移

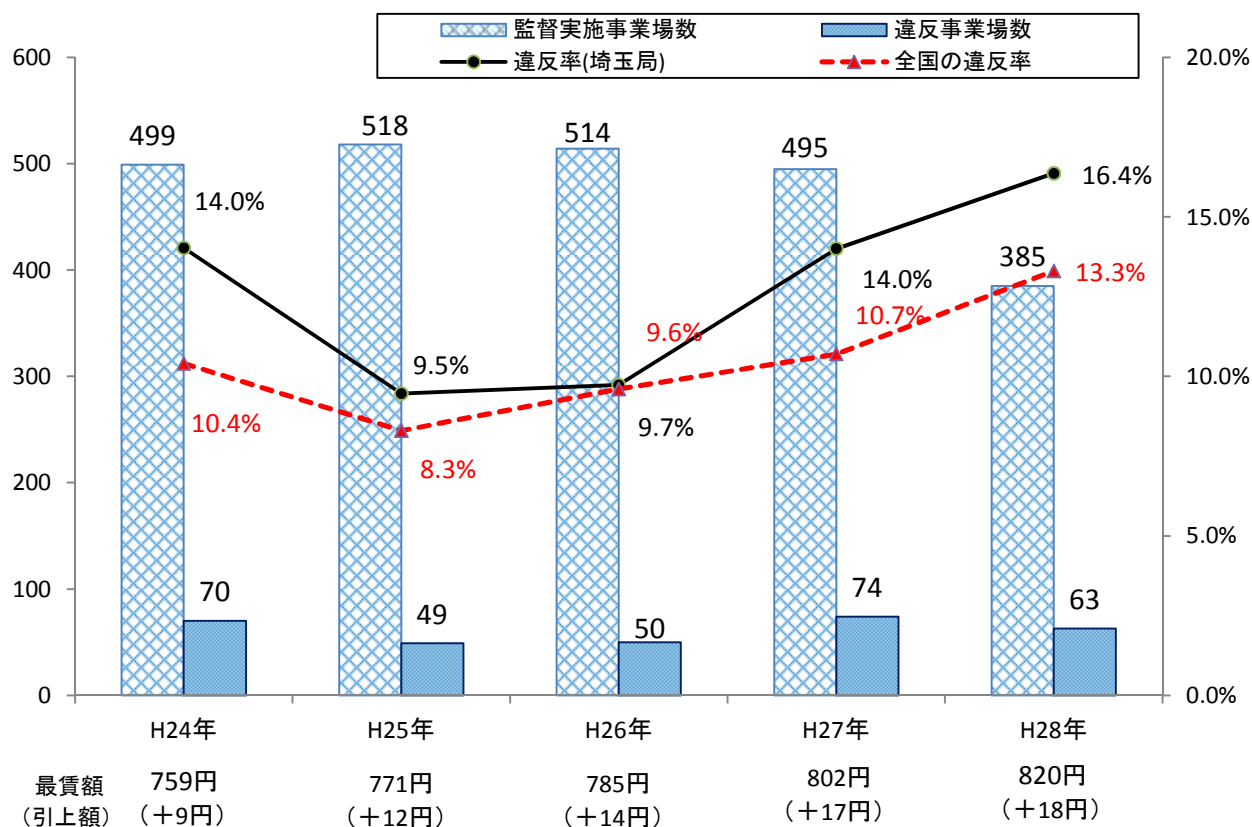


表2 最低賃金未満労働者数のうちのパート・アルバイトの割合

	調査(監督指導)実施事業場 労働者数	最低賃金未満労働者数		
			うちパート・アルバイト	
				比率※
地域別最低賃 金適用事業場	4,907人	130人	108人	83.1%
	(4,870人)	(225人)	(198人)	(88.0%)
特定(産業別) 産業別最低賃 金適用事業場	444人	53人	40人	75.5%
	(1,392人)	(105人)	(41人)	(39.0%)
合 計	5,351人	183人	148人	80.9%
	(6,262人)	(330人)	(156人)	(47.3%)

※の数字は、最低賃金未満労働者数に対する割合(%)である。

表3 最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった事業場における最低賃金に対する認識

理 由	事業場数	割 合
適用される最低賃金額を知っている	26	41.3%
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	33	52.4%
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	4	6.3%

表4 最低賃金額以上を支払っていなかった理由

理 由	事業場数	割 合
適用される最低賃金額を知らなかった	32	50.8%
最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった	4	6.3%
賃金を時間額に換算して比較していなかった	10	15.9%
その他(最低賃金の減額特例許可の更新を怠っていた等)	22	34.9%
合 計	68	107.9%

※ 複数回答可のため事業場数の合計は最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数を超え、割合も100%を超える。

必ずチェック! 埼玉県最低賃金

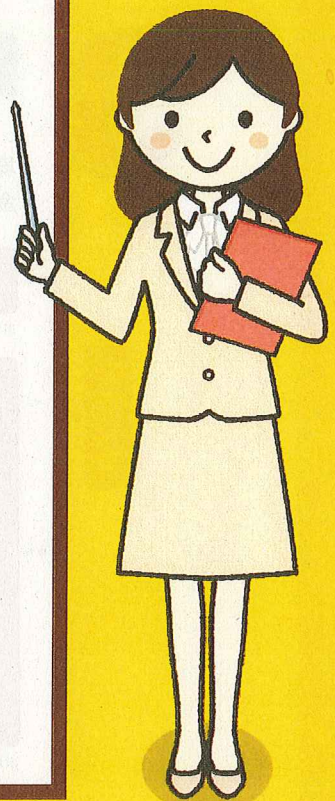
使用者も 労働者も チェックしましたか?

最低賃金

埼玉県(地域別)

時間額
820円

平成27年10月1日～



アルバイト・臨時も県内で働くすべての人に適用

- 非鉄金属製造業ほか5産業については、これより高い特定(産業別)最低賃金が決められています。それらの産業で働く場合には、その産業の最低賃金が適用されます。
- 許可を受けることを条件として、個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

埼玉県最低賃金は、毎年見直しが行われています。

埼玉県労働局ホームページにも、詳細が掲載されています。

<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

埼玉労働局・各労働基準監督署 くわしくは

埼玉労働局賃金室 (TEL:048-600-6205)
または、最寄りの労働基準監督署へ

1

最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

2

最低賃金はすべての人に適用されるのか

最低賃金は、原則として事業所（民間会社・団体・公営企業などすべて）で働く常用・パート・アルバイトなど雇われ方や呼び方がどのようなであっても、すべての労働者とその使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、**使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。**

3

最低賃金にはどのようなものがあるか

最低賃金には、下図のように地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類があります。現在、埼玉県では、地域別最低賃金として「埼玉県最低賃金」が、特定（産業別）最低賃金として非鉄金属製造業ほか5産業の最低賃金が定められています。最低賃金は毎年見直しが行われています。

最低賃金

地域別最低賃金

●埼玉県最低賃金

時間額 **820円**
(H27年10月1日～)

※埼玉県内で働くすべての労働者と使用者に適用

特定（産業別）最低賃金

- 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 時間額 **869円**
- 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 時間額 **874円**
- 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 時間額 **883円**
- 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・
同部分品製造業最低賃金 時間額 **883円**
- 埼玉県各種商品小売業最低賃金 時間額 **834円**
(百貨店・総合スーパーなどが該当)
- 埼玉県自動車小売業最低賃金 時間額 **882円**

(上記特定最低賃金の額はすべてH27年12月1日～)

※埼玉県内の上記産業の労働者と使用者に適用

なお、使用者は、地域別と特定（産業別）の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

4

最低賃金はどのような賃金を対象としているのか

最低賃金の対象となる賃金は通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当